

## 新型コロナウイルスの発生に関する注意喚起（その3）

令和2年1月31日  
在シンガポール日本大使館

1. (1) 30日、シンガポール保健省（MOH）は、シンガポール国内において13件目となる新型コロナウイルスの症例を確認したことを発表しました。感染者はいずれも武漢出身中国人及び武漢から到着の中国人であり隔離治療中です。

(2) 28日、保健省（MOH）は新型コロナウイルスに関する感染拡大防止措置として入国管理強化の実施を概要次の通り公表しました（29日より拡大実施）。

詳細は次の保健省HPを御確認下さい。

<https://www.moh.gov.sg/docs/librariesprovider5/default-document-library/additional-precautionary-measures-to-minimise-risk-of-community-spread-in-singapore---28-jan-2020.pdf>

### ●既にシンガポールに入国し滞在している湖北省からの渡航者への措置

■最近湖北省から入国した全ての者に連絡を行っている（過去2週間で2000人が来訪、うち1000人が短期滞在者と推定）。

■MOHは高リスクと判定した者への検疫（隔離）を実施する。

※シンガポール市民、永住者（PR）、長期ビザ（各種労働ビザ（EP, S Pass, Work Permit）、学生ビザ（Student's Pass）、家族帯同ビザ（Dependant's Pass）等）による滞在者：自宅又はその他の施設での検疫（隔離）。

※短期ビザによる滞在者：政府の検疫施設に収容。

### ●湖北省への渡航歴がある帰国者（市民、永住者、長期ビザ保持者、湖北省発行の中国旅券所持者）への措置

■次の帰国者は、自宅又はその他の施設で検疫を受ける。

※過去14日以内に湖北省への渡航歴のあるシンガポール市民と永住者。

※過去14日以内に湖北省への旅行歴のある長期ビザ滞在者。

※湖北省発行の中国旅券所持者の永住者と長期ビザ滞在者。

■ 検疫命令は法的強制力があり，従わない場合は罰せられる。

● 新規に入国しようとする者で，湖北省渡航歴がある者及び湖北省発行の中国旅券所持者への措置

■ 1月29日午後12時以降，過去14日以内に湖北省への渡航歴がある者及び湖北省発行の中国旅券所持者は，シンガポールへの入国**及びトランジット**が許可されない。

■ 移民検問庁（ICA）は湖北省発行の中国旅券所持者に対し全てのビザの新規発行を即時停止。

■ 湖北省発行の中国旅券所持者は，既に短期滞在査証及び数次査証を発行されている場合**及び，査証なしのトランジットについても**入国は不可。

2. 外務省は，海外安全HPにて，湖北省に対して感染症危険情報レベル3「渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」を，中国のその他の地域に対して感染症危険情報レベル1「十分注意してください」を発出しています。

[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsbothazardinfo\\_009.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsbothazardinfo_009.html)

3. 外務省海外安全ホームページ，シンガポール保健省ホームページなどの最新情報を収集し引き続き感染予防に努めて下さい。

● 外務省海外安全ホームページ <https://www.anzen.mofa.go.jp/>

● シンガポール保健省（MOHホームページ） <https://www.moh.gov.sg/>